



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（中部土木事務所） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 3

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農政経済課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部農林高等学校） 4

告 示

沖縄県告示第545号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年12月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立北部病院	名護市大中二丁目12番3号	沖縄県	令和3年12月1日	令和6年11月30日

沖縄県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市西新生地区県営水利施設整備事業（補助金事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年12月6日から令和4年1月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第547号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定し

た。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年8月31日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾西原693番6及び693番6地先
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.48メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル
-

沖縄県告示第548号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年9月24日
 - 3 指定に係る道路の位置 北谷町字桑江御殿地原498番10、499番10及び500番10
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 30.00メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

沖縄県告示第549号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年10月6日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字上地志良次原402番2及び403番2
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 45.54メートル
 - (2) 幅員 4.45メートル～6.00メートル
-

沖縄県告示第550号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年10月25日
- 3 指定に係る道路の位置 北谷町字吉原西宇地原1193番5、1193番6、1194番8、1194番10、1194番11、1195番14及び1195番16

- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.55メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第551号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年10月13日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字平良江原2486番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 41.48メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第552号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年12月3日

沖縄県宮古土木事務所長 金城盛康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年9月24日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根添スナ2917番7及び2917番19
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 54.10メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和3年12月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
島尻郡久米島町字仲地字知地1442番8	畑	276平方メートル
島尻郡久米島町字仲地字知地1442番9	畑	1,371平方メートル

- 2 農地の利用の現況 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。
- 3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
島尻郡久米島町字仲地字知地1442番8	令和4年4月2日	20年	66,240円
島尻郡久米島町字仲地字知地1442番9	令和4年4月2日	20年	329,040円

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べるることができる。

(1) 提出期限 令和3年12月17日の午後5時まで

(2) 提出先 沖縄県農林水産部農政経済課

(3) 記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年12月3日

沖縄県立北部農林高等学校長 千葉直史

1 落札に係る物品等の名称及び数量 キノコ栽培装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部農林高等学校 名護市字茂佐13番地

3 落札者を決定した日 令和3年10月15日

4 落札者の名称及び所在地 西川計測株式会社沖縄営業所 所長 井上和也 那覇市久茂地1丁目12番12号

5 落札金額 15,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和3年9月3日

発行所
 沖縄県総務部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1